

# 函館市事業仕分けの概要

平成24年7月28日（土）第1班

## ■日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・ 進行役から説明

## ■1-2-1 子ども医療助成費, 1-2-2 ひとり親家庭等医療助成費についての説明

- ・ 資料に基づき, 子ども未来部子育て支援課から説明

## ■1-2-1 子ども医療助成費, 1-2-2 ひとり親家庭等医療助成費についての質疑

(F 委員)

よろしくお願ひします。基本的なことをお聞かせ願ひたい。この制度の目的は、子育て世帯の経済的負担の軽減となっております、少子化対策とかそういったことなのかと最初思っていました、そういう文言はなく、「経済的な負担の軽減」ということになっていました。そうしますと、こういった事業仕分けをする場合、目的に対して成果がどう出ているのか、出ているのであれば良い、あるいは出ていないのであればどうしてか、出ているけれどもまだ足りないのであればもっと増やそうとか、そういう判断がつくわけですが、「経済的負担の軽減」という目的になっていますので、その成果をどうやって評価したら良いのだろうか、どうやって評価しているのか、というのが疑問としてあります。現状の制度がどういう成果をもたらしているのかと、十分なのか足りないのか、あるいはある意味不要な部分があるのか、評価をどのようにしているのかというのが、分からないところです。

それから、目的のことについて、仕分け調書の2ページ目の「担当課による検証」では、「現行どおり」となっていますが、その評価の中身が「制度発足後40年ぐらい経っていて定着しているから継続すべき」と書かれておりまして、これはおそらく理由にならないと思います。40年経っていて、定着しているから継続すべきということではなくて、積極的に、こういう状況だから、こういう少子化対策が必要だ、というように、必要なのであればやるべきだと思う。目的、プラス成果の評価、その点でどういうふう

お考えになるかということをお聞きしたい。

(説明者)

評価と申しましても、医療助成制度は、実績として大変多く使用されています。当然、医療機関にかかった時の医療費の一部を助成していますので、実績としましては、ほとんど交付された方の数値が使われているということになります。こちらでの「目的」は条例上からの抜粋でしたが、当然、少子化対策ということも含まれますし、近年やはりこれだけ子どもが減っている中で、経済的負担が多いという中から、そういった一面ですが、非常に重要なものとして、今回中学生まで拡大したことも市長の政策です。北斗市が高校まで(拡大しているが)、というような市民の声も大変多い中で、(人口の)流出も防いで、また子育てしやすい環境づくりの大きな柱として考えているところです。次世代育成計画の中にも謳っており、今後の充実、というところで捉えているところです。

(F委員)

少子化対策としては、十分な効果を上げていると評価されているのでしょうか。

(説明者)

現状では、ひとりの数字よりも出生数が今1,800人くらいで、かなり減ってきている事実はあります。その中で、子育て環境を整えていくということは、まずは安全・安心、それから生命に関わるということから、医療・保健福祉の充実を進めていく考えでおります。

(F委員)

あと1点。受給者数というのがありますが、医療助成費の実人員は平成23年度までは横ばいか、ちょっと減る程度で、ひとり親は、受給者数が若干増えている感じです。医療機関にかからなければ、こういう人数は増えたりしないわけですがけれども、函館市での乳幼児や児童・生徒を抱える、対象者数、所得制限に引っかからない対象者数、要するに受給する可能性のある対象者数というのは、増える傾向にあるのでしょうか。どうなのでしょうか。

(説明者)

言葉の定義を説明しなくて申し訳ありません。受給者数というのは、申請をして受給者証というカードを交付した実人数です。

(F委員)

そうすると、所得制限に引っかからないで、乳幼児・児童・生徒を抱えている世帯とか、そういう基礎データのものは調べられているのでしょうか。そういう可能性がある世帯というのは。

(説明者)

対象となる方は、健康保険に加入されている方です。生活保護の方は、生活保護の方で10割負担しますので、そういう方は除いています。ただ、出生の人数からいくと、ほぼ8割方、子ども医療費助成の対象に、もちろん健康保険に加入されているので、対象になっております。また、インフルエンザが流行ったときになると、非常に件数が多くなるという状況ですので、年間を通して1,000円から2,000円弱の形で、1件あたりの助成額が推移しているところです。

ひとり親の人数については、父子が若干増えたということもあって、上昇しているところもありますが、児童扶養手当の受給者数自体は、若干微増しているところです。少子化の中にあっても、現在の離婚率はまだ高く、その中で低所得の中の方が減らないという経済状況とか、ひとり親の方がいろいろな資格を取るとか、そういった制度はしていきますけれども、まだまだ数字としては減っていく状況ではないということになります。

(A委員)

よろしく願いいたします。何点かあります。制度を拡充した理由について、事前に回答をいただきましたが、正直なところこの回答では回答になっていないと思います。確かにおっしゃることはよく分かるのですが、目的が、例えば、近隣市町村と競い合うようにして隣の町がこうだからとか、道内の平均がこうだから、ということで拡充するというのはそもそも違うのではないのでしょうか。これを拡充することによって予算額でいくと約1億円違うわけです。それだけの公金を投入するのであれば、それに見合った市民への還元がなければならぬと思うのですが、なぜ、ここを拡充しなければならぬのかという理由が理解できない。経済的な負担ということをずっとおっしゃられています。確かにニーズ調査で約7割の人が経済的な負担が大きいと感じているというのは分かりますが、負担が大きいと感じることと、医療を受けられないということは、全く別問題なのではないのでしょうか。どこまでが本当に支援が必要なのかという判定というのを函館市としてはどういうふうに捉えているのかということをお聞かせください。

(説明者)

基本的には、条例には出てきませんが、児童権利条約、児童に関する権利の条約の中では、締約国は、すべての児童に必要な医療を提供することを確保すること、また最高水準の健康、それから病気の治療、健康の回復のための便宜が与えられる権利が奪われないことを確保することが謳われております。そういった中で、基本的には、これは全国的な話ですが、児童虐待の疑いを含めた相談の中では、件数とすればネグレクトが一番割合としては大きくなっています。例えば、経済的なことから病院等にかからないということで、そういった医療ネグレクトに繋がる可能性もありますし、そういったことの放置で、例えば、緊急を要する腸重積（ちょうじゅうせき）など、子どもの病気の中では48時間以内に治療をしないと生命の危険があるといったことがありますので、ここは、もちろん国の施策だけでは行ききれませんので、自治体も率先してやっていなければならぬというふうに考えています。

（A委員）

その回答を逆にいただきました。必要な医療の提供、それはおっしゃるとおりだと思います。そのため、やはり函館市としても、行政としての制度をきちんと定めなければならないというのは分かります。ただ、例えば、言い方が悪いかもかもしれませんが、コンビニ受診という言葉が最近よく使われていて、小児医療の現場は厳しい現状にあるということはお存じだと思います。高齢者の医療の変遷を見て分かるように、自己負担が増えたら受診者が極端に減ったというようなことがあって、そうすると本当にそれは今まで必要だったのかという疑いが生じるわけです。当然、必要とする方はたくさんいらっしゃいます。本当に必要な人に必要な医療が届けられているのかという懸念が、現段階でもすでにあるという中で、対象年齢を引き上げることによって、よりコンビニ受診を増加させることにならないか、ひいては住民のモラルハザードを引き起こすことにならないかという懸念が湧き起こります。それについて、函館市はどうお考えになっているのでしょうか。

（説明者）

実績を見てみますと、低年齢の方が、受診件数が多く、その分の助成費も上がっており、これが小学生の高学年・中学生になりますと、この回数はかなり減り、助成の金額も減っていて、モラルハザードが生じるほどの。（状況ではないかと思えます。）病院に行くということは、行くだけで負担が生じますので、先ほどおっしゃったような、例えば、高齢者の中でそういった部分があるというような懸念につきましては、本当に必

要な方が行っているというふうに捉えています。

(A委員)

例えば、夜間急病センターなんかは0時までで、本当に必要な医療というものを提供しようと思った場合に、例えば、これを24時間体制にするなどといった、本来行政として医療というものをきちっと制度化しようとした場合に、そういうところに本来予算を使わなきゃいけないものだと思っています。所得制限というものについても、国の基準だというなら仕方ないのですが、これでは制限になっていないですよね。これだけの所得があって、それでも困窮しているという判断をするのでしょうか。そんな金額ではない。逆に言うと、この制限に引っかかる人が函館市にどれだけいるのかというくらいの金額だと思います。そう考えると、先ほどの近隣市町村との競争という意味で子育てだとか、福祉だとかに対して手厚い支援をする自治体というのは、そういう姿勢が積極的だと評価をされるということは当然ありますが、その一方で、その恩恵を受けない方が負担を強いられて、不満足が高まるという現状もあって、対象を拡充するというについては、函館市民の中でも全てが肯定的な見方ばかりではないということ、これは意見として申し上げておきます。

あと、これは見解をお聞きしたいんですが、中学生まで、高校生まで、就労するまで、ということで拡充をするということがトレンドのように全国でもあって、事業仕分けなどの見直しをする中でこの事業だけは拡充という方向に向かっているんですが、その拡充する理由の中で、国保の低年齢の負担が増えていないという話をよく挙げられています。これはロジックとして間違っていて、14歳未満のお子さんを持つ家族というのがどんどん減っているんで、本当であれば国保負担は減っていかなければならないはずなのに、ここ何年もまったく減っていないわけです。ということは、負担が増えているという意味で、関係のない国民の健康保険の負担はどんどん増えているというふうに本来解釈すべきものなのですが、函館市として、その部分、恩恵を受けない市民に負担を強いるということが現状として起きるわけですが、それについての見解というのがあればお聞きしたいです。

(説明者)

公式見解というのは出していませんが、今の質問のとおり、当然限られた財源の中でやっていくうえで、所得制限を設けることによって、函館市も横並びをせざるをえないという財源的な状況はあります。理念としますと、例えば、何かサービスを受けるだと

か、こういったものを身に付けたいとかいうものは、やはり受益者負担という概念が当然生じていいんですけれども、医療、例えば、ひとつインフルエンザをとっても、それがその人の責任なのかと言われたときに、なかなかそこはうつした人に損害賠償を請求すれば良いとかいうふうにはなっていないわけです。そうすると、特にお子さんの場合には、集団生活をする中で、うつしたり、うつされたりという感染症が多いです。そうすると、小さいお子さんほどいろんな感染症が、おたふくとか、はしかですとか、インフルエンザとか、そういったものの中でやはりそれが自分の家計から負担となっていくという部分をやはり考慮しなければならないというふうに理念的には考えております。

医療費の増こうにつきましては、もちろんだんだんいろんな新しい治療薬なり、インフルエンザにつきましてもいろんな新しいものが出てくると、やはりちょっと高価になります。そうすると国としてはジェネリック医薬品を使えるように制度改正していますが、なかなかそこは行政として、医療部分の考え方について、それをやめなさいとかいうのは、やはりドクターの見解ということで、そこはなかなか答えづらい部分かなと思います。

(A委員)

最後にひとつだけお聞きします。これは受給対象者が個々に申請をするんですよね。それは、一回申請して受給対象であるという認定をされたら、毎年もらえるものなのでしょうか。

(説明者)

期限がありますので、年度を通して、毎年、所得は前年度の分が6月・7月にははつきりしますから、そうすると8月に更新の案内をこちらからお送りします。その前に所得の調査があるので、場合によっては、そこでもし該当にならなければ通知するということになります。

(A委員)

そういう方というのは、条例等でも規定がありますが、対象にならなくなった場合は速やかに届け出をすることになっています。なかなか途中できちんと精査するということが難しいとは思いますが、それによって本来は対象ではないのに受給を受けていたということは、ほぼ発生しないという解釈でよろしいでしょうか。

(説明者)

届け出は出さなくても、こちらで調査はやっていますので、7月分までは前々年度の

所得，8月分からは前年度の所得でいくので，税情報が確認できるということで，1月1日現在の，転任の方ですと他都市になりますから，そこはきちんと通知をして同意を求めて，提出されないと認定できないということになります。

(A委員)

わかりました。ありがとうございます。

(C委員)

まず事業仕分け調書で，予算積算のうえで，人工が次の事業も合わせると2人工ぐらい増えているかと思うんですけども，この理由はどういうものが増えたことで2人工増えているんでしょうか。

(説明者)

これは中学生への拡大によって，未就学生児童ですと約1万人，小学生部分ですと6学年ありますから5,000人規模，中学生部分も約5,000人規模ということの業務量の増に伴うものです。

(C委員)

実際に医療費・保険関係で，月1回の請求があるのでしょうか，こちらのほうも一回まとめて，各医療機関のほうにお支払いするような形でしょうか。

(説明者)

そうです。

(C委員)

そうすると，その2人工増える事業量なのでしょうか。5,000人増えたから5,000人分の事務量がドンと上がるわけじゃないですよ。いわゆる数的には今までのものと大して変わるわけではないでしょうから，その部分で2人工増えたというのがちょっと私には見えませんが。

(説明者)

もちろんいろいろチェック等も行いますけれども，やはり資格の審査，それから所得の調査ということもあります。

(C委員)

例えば，所得の調査でも，受給資格があるかのチェックがありますよね。ただ，時期的な部分でいけば，年間を通じて2人工必要なかどうか，臨時職員で足りるのかわか，その辺をちょっと，これは私の感覚だけで申し訳ありませんが，その2人工，特に

この職員の俸給金額を見ますと、1人工だいたい700万円くらいの予算を付けている。そうすると非常に、2人工増えただけでも約1,400万増えているわけですから、先ほどお話したように、実質、児童数は増えますけれども、事務量の数的にはあまり増えないわけですから、その2人工がどうしてもここまで必要なのかというのが疑問に思います。

それからもう1点、いただいた資料のほうの所得制限ですけれども、これは北海道の基準ですよ。これは所得金額になりますか、収入金額になりますか。

(説明者)

所得です。

(C委員)

実質の収入でいくと、これは800万円くらいの金額になりますね。

(説明者)

そうです。世帯の状況にもよりますけれども。

(C委員)

そうしますと、市の方の給料が今700万円くらいで、こっちは800万円くらいなんですよ。この資料を見せていただいたなかで、根底にあるのは、経済的負担を減らしてあげようというところが、一番の目的になっていると感じているんですけども、そうなると、この所得制限が高いか安いかわかるところで、今、国の規定でいくと小学生までは、ある程度負担します。自治体で今度増やす時に、この規定のとおり経済的負担をみる必要があるかどうかというのが、A委員もその辺のところがあるんだと思うんですけども、実際ここまで収入を得ている方が、市の職員の給料の積算が平均700万円ですよという計算をしている時に、800万円までオーケーですよという話ですよ。そこまで経済的負担額をここで理由として追加する必要があるのかなというのを個人的には思っているところです。その辺の見直しを、実際に議会を通す時には、その辺の質疑は何か出ていましたか。

(説明者)

所得制限を、函館市が、近隣が設けていないのにその撤廃がない、一部負担を函館市は取っていますが、近隣は一部負担もない、というような格差から、そういった見直しが決められているというような方向性です。

(C委員)

今、函館市の財政状況は非常に厳しいわけですね。まして市の職員でも700万円の収



入、それをはるかに上回る800万円以上の収入の方まで医療費の経済的な負担を軽減しましょうというような話ですよ。本来、医療制度という部分で考えて、補助という部分で考えると、私としては本当にこの所得制限でいいのかと思います。それからもう一つ。ひとり親医療費制度との関係で、これはどちらの制度が優先になるのでしょうか。

(説明者)

これは選択になります。

(C委員)

これでいきますと、ずっと子ども医療費助成制度のほうが条件は高いですし…。

(説明者)

もちろん所得制限は、ひとり親のほうがずっと低いので、児童扶養手当を受給されているなら、ひとり親の方を選択したほうが、子ども医療助成の対象年齢も低いですから、基本的に申請なんですけれども、ほとんどの方は、ひとり親の所得制限に該当する方については、案内もしておりますので、ひとり親のほうを利用されているということです。

(C委員)

16歳までは、医療助成を使って、16歳以上になったら医療助成がきかないわけですから、こちらを使うのか分かりませんが、同じ期間があって、それぞれ条件が違って、こちらはこちらという話ですが、同じ医療制度の中で、医療費を負担してあげるのであれば、逆に言えばそれは年齢で、もう全部条例でこっちで全部面倒みますよ、というやり方をしているのであれば、こちらもそういう部分ではきちんと見直しをして、そしたら整合性が取れるのかなと。今、市民の選択だと言いましたけれども、行政サービス側としては、全部こちらで賄いきれるのであれば、こちらはこちらで全部適用させますよとした方が…。

(説明者)

ひとり親の場合、もちろん所得・収入がかなり低い方ですけれども、親御さんにつきましても助成対象になりますので、そういったメリットがあるということになります。

(C委員)

これは社会保険該当の方は、両方とも該当しますか。国民健康保険ではなくて、いわゆる社会保険の方も両方該当するんですか。

(説明者)

そうです。ただ、生活保護の方は除きます。

(D委員)

仕分け調書からの質問ですが、子ども医療助成費の方は、24年4月から中学生まで拡大したというような状況で、ひとり親家庭等助成費のほうは、制度拡大についての要望があるが、当市の財政状況からすると、現制度での継続とならざるを得ないもの、と考えれば、こうあるんですけれども、ひとり親家庭の側に立つと、子ども医療費については助成の拡大、でもひとり親のほうは現状維持にならざるを得ない、そうすると子ども医療費と同じ回答になるんじゃないかなと。函館市の財政状況からすると、現制度での継続とならざるを得ない反面、また、子ども医療費の方は増えたけれども、ひとり親のほうが増えていないのはなぜなのか。理由はここに書いているけれども、同じ窓口での、同じ子どもたちへの医療の関係で、どうしてこう違う答えが出てくるのか疑問に思います。増やすならどちらも増やす、増やせないならどちらも増やさない、というのが普通でなかろうかという気がします。

(説明者)

子ども（医療助成費）の方は、今の中学生までから、高校生までという要望等があります。ひとり親の方が20歳未満までやっていますので、そうするとそれ以上のといえますか、もちろん函館市の場合は、学生さん、それから就労されている方でも20歳未満の方についてはやっておりますので、そういう意味ではお子さんの定義、児童福祉法ですと18歳未満を子ども、児童と定義していて、母子寡婦福祉法ですと20歳未満まで児童とすると。そういうことでは、母子寡婦福祉法での児童というところでは、20歳未満まで助成することになっておりますので、そこまででということ、表現上申し訳ありませんが、現行どおりということなのです。

(E委員)

中学生まで支給を拡大したのはとても評価したいと思います。私は一主婦という感覚でお聞きしたいのですが、やはり函館に住んで良かった、子どもを育てやすいまちだと思ってもらいたいという発想で、例えば、先ほどおっしゃっていました制限を排除するとか、負担金を無料にするとか、そういう意欲的な姿勢というものを、市の方でなかなか見せていただけない部分があるのですが、その辺はいかがですか。先ほども、市議会でも意見があったということなので、ちょっとレベルを下げて、若いお母様方が定着できるように、もう一歩進んで、隣と比べてじゃなくて、市として積極的に働きかけていくという気持ちがあるのか教えていただきたいと思います。

(説明者)

市の財源的な問題ですとか、市の全体の中でのどこまでできるかということですか、市の全体の政策として関わることですけども、所管課としましては、なるべく負担がなく、本当にお子さんが病気になった時に、しっかりと医療を受けることができる環境整備はしていかなければならないと考えておりますが、なにぶん予算ということもありますので。対象者が少なければ、財源も少しでいいのですが、出生者は1,800人ですから、そういった方々全部といった場合、ちょっとしたご負担をいただきながら、なるべくすべてのお子さんが適正に医療を受けられるようにという環境整備の必要性は感じております。

(A委員)

北斗市のホームページ見ると、夜間急病については、函館保健センターに行ってくださいと書かれています。資料にあるように、助成の対象が、国が定める小学生までとなっている自治体の多くは、自分のところで急病センターを持っていて、それ以外の自分のところで持っていない自治体が拡充をするという制度を設けていて、急病について、夜間については隣の大きなまちに行ってくださいとしている傾向が見られます。この制度自体は否定しません、必要な人に本当に必要なものを届けるサービスというものに変えていかなければいけないという中で、単純に対象年齢を引き上げることが正しいやり方なのかという検証は常に行っていただきたいと思います。検証した結果、これが本当に必要だということで拡充するのは構わないのですが、無用な自治体間のサービス競争となってははいけません。確かに市としての立場からすると、この格差があるために、函館市は支援が少ないから隣のまちに引っ越そう、というケースがあるので防ぎたいのでしょう、そういう声もたぶんあるのだと思います。ただ、これによって、このサービスの恩恵を受けない方が、ここに予算を投下することによって自分の住民税が増えたというふうになると、このまちにいても税金ばかり取られて何も無い。だから他のまちに引っ越そう、という逆のパターンもありえるわけですね。そういったところも総合的に、必要なものを必要なだけ予算を投下することによってやっていただかなければなりません。こと医療に関して言うと、届けるサービスは医療費の助成ではないのです。結果として、受診しやすいように医療費を助成しますとなることはあるのですが、あくまで経済的な負担の軽減というサービスではなく、必要な人に適切な正しい医療を届けるということを中心に考えてほしいと思います。最近、小児医療の現場崩壊というこ

とを言われていて、本当に重度もしくは難病で、今すぐ病院にかからなければいけないという方が、小児医療機関が足りなくて受診できないというようなケースというのは考えられます。そこをきちんと安定供給できるようなところに支援をする、急病センターの受付が0時までというのも、夜間の急病センターと書いてあるのだから24時間受け付けてほしいと普通は思いますよね。そういうところとの兼ね合いもあると思うのですが、ぜひしっかり検証していただきたい。残念ながら、資料の中ではそこをデータとして、だから必要なんだというところまでは分からないところがあって、今年から拡充して、1年経って2年経ってという中で、その検証というのはしっかり、一回出したものをやめるというのは難しいと思うんですが、本当に必要とされているのかという検証をぜひお願いしたい、これは意見です。

(F委員)

対象者の絞り込みというような論点があると思います。一般論で申し訳ありませんが、一般的には世帯の所得は減っていきまして、特に若い人は年々減っているわけです。平成14年、2002年から非常に景気がよくなったんですけども、地方は少し取り残された状況で、2008年にまた少しひどくなりました。そういうことからすると、所得が非常に前よりも減っています。そういう対象者が、この対象者の中に出てきていると思うんですね。今までと違って。そこはむしろ、以前より経済的負担が増しているということが考えられるわけです。先ほど800万円という数字もありましたけど、この制度設計の中で、対象者をどのように絞るか、他方での自己負担という問題もあるわけですけども、そういう議論はなされたことがあるのか。あるいはそういう問題意識はお持ちなのでしょうか。

(説明者)

制度のつくり上は、子ども医療助成につきましては、児童手当の所得制限を、ひとり親家庭の医療助成につきましては、児童扶養手当の所得制限に準拠しているというように、制度的にはそうなっています。そうすると、子ども手当から児童手当になって、いろいろその議論も踏まえた中で、当然イコールでいいのかという部分は当然ありますので、今後とも検討してまいりたいと考えております。

(F委員)

全道的な動向を教えてくださいなのですが、先ほど拡充の傾向だということですが、拡充がどういう形でされているのか、あるいはそういう中で、もし見直しているものがあるれば、そういうケースもご存じであれば教えてください。

(説明者)

各自治体の変遷までは捉えていませんが、直近とここ数年の動きでは、高校生までの拡充をしているのが北斗市と渡島管内の福島町のみです。他は中学生までのところが多いです。ただ全国的に見ますと、上ノ国町とか、蘭越町とか、犬山市とか、南丹市は高校生までやっていて、いずれも所得制限を設けていません。このうち犬山市が通院は一部が自己負担分ということで、他はなしと、南丹市が一医療機関あたりにつき月800円程度とそれ以外は設けていません。また中核市で、中学生までというところを読み上げます。前橋市・川越市・横須賀市・岐阜市・豊橋市・岡崎市・豊田市・西宮市・姫路市・大分市で、中核市では、ほとんどが自己負担を設けていません、それから所得制限を設けていません。ただ豊橋市については、中学生が入院のみということになっています。川越市は、小学校4年生以上は入院のみ、他はそういった区別はないということが調査した結果です。札幌市も中学生までですけど、これは入院のみで、今年度から拡大しています。これが子ども医療費助成制度です。

ひとり親家庭の医療費助成につきましては、北海道基準とほぼ同じです。函館市は先ほど申しました18歳から20歳未満の方については、養育の要件をクリアできなくても、監護の要件があれば対象としています。ただ、他の中核市・全国的には、18歳までの北海道基準と同じになっています。苫小牧市が、ひとり親家庭の医療費助成につき、所得制限を設けていません。石狩市・北斗市・七飯町も所得制限を設けていません。

(C委員)

中核市は、何都市になりますか。全体の中核市の数と今のその制度を導入している中核市の数と、総数でいうと何分の何か教えてほしいのですが。

(説明者)

子ども医療費助成制度は、中核市41市中、中学生までが10市です。

(C委員)

大体25%くらいということですね。もう1点、旭川市は制度的には国の制度だけですか。

(説明者)

旭川市については、課税世帯について、小学生までです。所得制限は設けていません。

(C委員)

ですから国の制度の小学校まで、ということですね、旭川市は。

(説明者)

はい。

(D委員)

ひとり親家庭医療費助成制度の制度拡大についての要望は、どういう要望ですか。

(説明者)

ひとり親の制度拡大の要望については、子ども医療費と同じように3歳未満は初診時一部負担、3歳を超えた場合は、課税世帯については1割負担、非課税世帯については初診時一部負担という形での負担金が発生しているんですけども、その部分の負担金を無料にしてほしいという要望です。

(説明者)

先ほどの旭川市の件ですが、3歳以上については初診時の一部負担金を助成しており、3歳未満児については負担金を取らず、一部負担なしで、無料で制度を構築しているということです。

(A委員)

今回の案件とは違うかもしれませんが、近隣市町村で、行政区をまたいで通院できる範囲がありますよね。こういう中で、自治体同士で、そういった住民政策をどうしていくべきなのかというようなことを意見交換したり話し合ったりする場面はあるのでしょうか。こうしたことが独自で勝手に進められていくと、先ほども言ったように、函館市も隣のまちに合わせて中学生までに拡大します、と安易にやってしまうと、次の年に、隣が合わせてきたから、こちらは高校生までにします、というような無用なサービス競争に発展をしていくことが一番危惧されます。でも住民にとって、どこまでのサービスが本当に必要なのかということは、自治体によって変わるものではないと思うのです。そういう意見交換なり調整なりというようなことをするような場面というのはあるのでしょうか。

(説明者)

全道市長会でそういった議題が出ておりますので、そういう場はあります。ただ現実問題、お互いに情報を聞き合って、そこの首長さんの政策というのもありますので、なかなか統一的にはなっていないということです。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

子ども医療助成費は、「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」が4票、であったため、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

ひとり親家庭等医療助成費は、「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」が4票、であったため、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

**【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】**

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

---

**■1-2-3 母子寡婦福祉資金貸付金についての説明**

---

- ・資料に基づき、子ども未来部子育て支援課から説明

---

**■1-2-3 母子寡婦福祉資金貸付金についての質疑**

---

(D委員)

追加資料の意味ですが、「調定金額」ってどういうことですか。

(説明者)

調定は、その年度に、債権が発生し、返していただくべきお金が本来いくらかというものを調定と呼んでいます。地方自治の財政用語になります。

(D委員)

「過年度」とはなんですか。

(説明者)

その年度に発生したものではなく、それ以前の年度の合計、全てです。

(D委員)

償還の実態で、22年度、23年度に不納欠損というのがあるんですが、22年度から23年度で大幅に減っているのは何ですか。

(説明者)

実は、「市の債権の管理に関する条例」が20年度に出来たことによって、市債権の10年経過したものについての整理を22年度にしたので、本来、そういうシステムが、条例上もっと前に出来ていれば、毎年やっているものですが、まとめてやったので、22年度が大きくなっています。まとめて処理していますので、残りの23年度については、最後の期限から10年経過したもので取れないものについて、400万円程度ということになったものです。

(D委員)

償還率は、現年度、過年度ともに書いてありますが、この30%が返っていないということになっていますが、貸し付けする際は、保証人を立てているのでしょうか。

(説明者)

保証人を立てるものについては、立てていただいています。お子さんにかかる修学資金ですとか修学支度資金につきましては、保証人をつけてなくても（貸し付け）できますので、そこは付いていません。

(D委員)

保証人をつけた貸し付けで、保証人からとりたてている件数というのはわかりますか

(説明者)

残念ながら、分かりません。

(D委員)

貸し付ける際に一定の償還金額があると思いますが、30%を無くするための方法というか、貸し付ける際に相手の方が払える金額、決めた金額、払える率で貸しつけるなど、そういう制度をとり入れられないものだろうか。

(説明者)

貸し付けする際に、ご本人と面談をいたします。お子さんに関わることであれば、お子さんも一緒に同席していただき、修学資金貸付は、連帯借主になっていただいて、卒業後に償還していただく意思をしっかりと確認したうえでお貸ししています。その際に、就労の状況とか、収入と返済計画をきちんと立てていただいたうえで、例えば、月5,000円とか10,000円とかというものを立てています。

(D委員)

それは貸した人の金額にあわせてやっているのでしょうか。



(説明者)

そうです。例えば、同じ種類で、上の子の修学貸付が計画どおり返済されていないとか、函館市の税金の滞納が、滞っている、そういったものもお聞きし、総体的に、借りて返済できるという計画上の成り立たない、ここに書いてあるのは限度額ですので、限度額までお貸しすることはやはり難しいです、などと懇切丁寧にご本人と話をさせていただきながら決めています。

(D委員)

貸付の実績の中で、貸付の予定をオーバーするものはありますか。

(説明者)

例えば、償還の計画を立てて、就労がうまくいって、収入が増えたので、月5,000円を8,000円にしますとか、多く返済される方もいらっしゃいますし、また逆に、10,000円で計画している人が、就労がうまくいかなかったり、収入が安定せず、なかなか(返済が)難しいので金額を下げますというものに対して、途中での変更は認めております。

(D委員)

貸し付ける項目の総金額が決まっていますよね、それをオーバーすることはあるのですか。

(説明者)

実は22年度、修学資金の申し込みが前年度の1.5倍になりました。そのときは補正予算を議会に提案し、増額補正をしました。それ以外は、当初予算どおり収まる範囲となっております。

(E委員)

修学資金の下の方に、特別の事情がある場合は、一般分の1.5倍の額を限度として貸し付けできますというのがありますが、特別な事情というのはなんのでしょうか。また、日本学生支援機構、昔の日本育英会の奨学金は、同時に受けられないですよ。

(説明者)

はい。(特別な事情については)ほとんど実績はありません。授業料が高額で、生活、生計上も困難でということが想定されますが、実績はありません。

(C委員)

平成17年度に北海道から移管されているわけですが、移管時の貸付残高を教えてくださいませんか。

(説明者)

17年度の年度途中なんですけれども、決算の状況でお知らせしますと、貸付残高は、5億3,567万2,655円となっています。

(C委員)

20年度に不納欠損の関係の規定が出来たということですが、22年度で、平成17年度以降の分については、北海道の残っている部分からということですか。

(説明者)

そうです。中核市移行の際に、2億円以上の未済分を引き継いでいますので、そういった部分になります。機械的に、例えば、居所がきちんと分かっている、返済途中であったりですとか、条例規定上は、債権の最後のところから10年なんですけど、20年の償還期限がありますので、最後の期限から10年ということで聞いています。

(C委員)

市債の方ですが、これは何年で、債権の方は、期間はどうなっていますか。

(説明者)

実は、国からの借入金については、この事業を廃止しない限り返済しなくてもよいことになっています。

(C委員)

この積算の時は、償還金の財源のほかに、市債がありますよね。貸付額に応じた見込みで立てるのですか。それとも前年の決算額がもとなるのですか。

(説明者)

当該年度に貸し付けしますと、卒業してからの据え置きですから、新規の方ですと、4年半後になります。過去に貸し付けたものを調定ベースで計算しまして、予算を立てています。

(C委員)

返済が遅れている方に対しての、督促周知というのは、19年から22年の3年間でどれくらいになりますか。

(説明者)

直近ですと、催促状は文書でやっていますが、380人くらいになっています。

(C委員)

全て文書ですか。

(説明者)

はい。文書のほかに、電話催告もしております。

(C委員)

これ一般債権なので、2年か3年で本来は時効ですが、時効にかからないようにしているのでしょうか。

(説明者)

10年です。毎年、文書を出したり、電話をしています。連帯借主、連帯保証人、段階を踏んで人数は少なくなりますが、最終的には内容証明を使いまして、支払督促が裁判所からということになります。

(C委員)

現年度で、だいたい70%くらいの償還率ですが。この40%くらい、平均的にも、そのくらい発生してくる可能性があるのですが。

(説明者)

そこは行方不明ですとか、相手が確認できないことですので、そこまでは市の努力だと。そこまでは出てこないと思います。

(C委員)

ちょっと心配なのは、実際には未償還の部分があって、将来的に財政が厳しいなかで、事業仕分けだとかにかかっている訳だと思うんですけど、実際に現時点での市の財政の10年計画を見ていく中で、含み損があるわけですから、その含み損が発生していくと財政が厳しくなる。逆にその部分の将来的な展望というのはどれくらいお考えなのでしょうか。

(説明者)

もちろん、そこは今後の貸し付けの申請の状況、償還の状況になりますが、債権の回収、債権会議の対策をしっかり綿密に行っており、相談に乗る、申請の時も、面談をしてしっかりと意識を持っていただくとか、やはり子育てをしながら、勤めている場合に、パート収入だけですとか、そういった就労の状況もございますので、就労センターや就労の調整とか、ひとり親に対する制度に力を入れて、両方で、民間でなかなか勤めるところがないとか、そういう場合は企業訪問とかハローワーク、そういったものに…。

(C委員)

いろいろな支援は私も必要だと思っておりますが、実際、過年度の償還率を見ますと、

ほとんどが将来的に、不納欠損をまだ2年しかしていませんが、今後いろいろ考えていくと相当な欠損が出るのかなど。逆にそういう貸し付けなので、後で返してもらう制度になってしまっていますが、実質必要な支援というのは、少なくなるかもしれませんが、ある程度、女性という形を何か取ってもらった方がいいと思うんです。必ず貸付制度というのがありますが、低所得者に対して、こういう支援をしていく訳で、実際には助かりますが、返済がはじまると、生活プラス返済金が上積みになるわけですから、余計に生活が苦しくなるわけです。そういうことを考えれば、できれば貸付制度というよりも、制度的な部分でもう少し見直して、国の政策なので、できれば市として、逆にもっと変えた形での助成制度を作っていた方がいいかなと思うんです。逆に市民の方の方に、額は少なくなるんですけど、生活支援という部分では、そちらの方がいいんじゃないかなと思うんです。

(A委員)

そもそものことについてお聞きしたい。この母子および寡婦福祉法に基づく貸し付け事業、国が自治体に移管したということですが、どうしてもやらなきゃならないものなのでしょうか。函館市として、他の支援制度があるのでやめるという選択が可能なのか確認したいのですが。

(説明者)

法律では出来る規定になっています。修学するうえで、高校、大学、短大もですが、結構お金がかかるという現状があります。ほとんどのウェイトが子どもに係るものになっています。逆に就学援助、育英会とかの奨学金制度がありますが、枠が小さい、人数のキャパが小さいということだとか、連帯保証人を2人見つけなければならないだとか、成績の順位だとかありますので、なかなかカバーしきれないということから、経済的に困窮しているということで、本制度を利用されているという状況です。もし仮に、出来る規定だから、やめましょうということになれば、国に6億円くらい返さなければならない。償還していただくお金は、まだ5億円以上が未調定ですから、そういった部分で、すぐその分は市が返せるかというと極めて難しい状況です。

(A委員)

この貸付金の種類や限度額というのは決められているものですか。

(説明者)

金額は決められています。

(A委員)

これは修学資金の貸付と日常生活支援の事業の2つが混在している事業で、修学に関する部分はある意味仕方がないとも思いますが、そもそも経済的基盤が弱い方を対象にしている事業なので、回収困難になるリスクが相当高いことは想定内のはずです。そうだとすると、制度そのものが法律で決められているものであれば、制度改正というものを要望していくことも必要だと思います。函館市が単独で困っているという話をしてもなかなか通らないと思いますが、この案件は全国の自治体で事業仕分けに挙げられており、どこの自治体も困っているという回答をしています。自治体同士で連携して、国に要望するということは検討されているのでしょうか。

(説明者)

国への要望につきましては、今後、他都市、全道市長会、そういったものをおして行ってまいりたいと思います。

(A委員)

今の経済環境を考えると、残高が増えていくが、償還率が上がっていかないという状況が考えられます。しかし償還率が8割程度というのは他都市と比べても低いようです。督促・回収業務としてきちんと対応されているとは思いますが、例えば、債権回収に関して、貸付業務を市で行うところまではよいのですが、未納になりました、延滞をしました、そうすると当然延滞の違約金も出るわけですが、そうした案件については、民間の債権回収業者に委託するということは検討したことありますか。

(説明者)

全国ではまだ少ないですが、実際そのような話があります。直接、業者との接触もあります。

(A委員)

おそらく今、貸付業務と回収業務を同じ部署の同じ担当者がやっているのではないかと思います。本来の困っている人を支援するというものと全くベクトルが違う、滞納している人に返済の督促をする作業をするということは切り分けていかないと、効率よくありません。私たち民間の立場から見ても難しいことだと思います。一つお聞きしたいのですが、例えば、督促の方法で、一律その督促状を送るということなのか、遅れている度合いや個々の状況によって変えているのか、また、回収の効率を上げるという部分で何か具体的にされていることはありますか。

(説明者)

納期が来て滞納されている方には、機械的には全部文書を送っていますが、その後さらに未納の場合、第2段階で催告しています。その後未納であれば、そこから第3段階、第4段階まで滞納整理しています。だんだん人数が減っていくという実情にあります。

(A委員)

必要な方に必要なサービスというのは続けなければならないと思いますが、苦しい中で一所懸命努力して償還するという方と、そうじゃない方と、分けていかなければならないと思います。裁判所に最終的な督促をとという話がありましたが、例えば、別の事業として市税の滞納者に対しての回収、最終的に資力調査とか、競売などをやっておられますが、その事業との連携はされているのでしょうか。

(説明者)

本人の同意を得ておりますので、市税担当部局から情報をいただいて、その本人と相談して、今後どのように計画をしていくかということをしています。

(F委員)

北海道からこの事業が移管されてから、何か大きな制度改正はありましたか。

(説明者)

同じです。

(F委員)

先ほど出来る規定なので、無しにしてもよいというお話でしたが、メニュー変更は市独自でできますか。

(説明者)

できません。

(F委員)

いろいろメニューがある中で、事業開始資金の貸付、あるいは事業継続資金の貸付というのがありますが、経済的自立ということですが、この実績というのがありますか。

(説明者)

ありません。少なくとも平成20年以降はありません。

(F委員)

調書の2ページ目に経済的に自立が可能になっていると表現がありますが、経済的な自立を助成する制度だと思いましたので、どうなのかなと思いました。

(C委員)

市の持ち出しは、一般財源分ぐらいが出てしまうのでしょうか。

(説明者)

実は特別会計ですので、収入が支出より多くなった場合、翌年度に繰り越します。この仕分け調書の一般税源は、繰り越した部分がほとんどです。その年度で一般財源の持ち出しは、実際には繰入金といいまして、この額よりもだいぶ小さい額になります。余れば繰越金になり翌年度使えるということになります。間に合うと、国から借りなくてもいいですし、余った分は翌年度繰り越します。それをもとにやっていくということになります。貸付金収入をキープしたうえでということになります。

(C委員)

中核市として移譲された部分として、補助金とかくるのでしょうか。

(説明者)

地方交付税措置にもなっていません。

(事務局)

基本的に財源フレームとしては、返したいただいたお金で、回してまた次の世代に貸し付けていくというのが基本的な事業の進め方ということになります。一時的に足りない部分について、国からの借入をお願いできるという制度です。

(E委員)

自立支援ということでやられているようですが、例えば、就職などの紹介をされているということですが、相談に来られて初めて紹介しているということでしょうか。

(説明者)

基本的に貸し付けの申請に関わる相談の際に、紹介しています。

(E委員)

年に何回とか、こちらから積極的に関わっていくことはないのでしょうか。

(説明者)

相談があれば対応しています。また、自立支援プログラムというのがあり、その中では、スパンを置いて、定期的を確認して、資格を取ったりというのを随時やっています。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価および

コメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

「廃止を検討」が1票、「実施内容や手法の改善」が3票、「現行どおり」が1票であったため、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

**【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】**

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

---

**■1-2-4 生活館管理委託料についての説明**

---

- ・資料に基づき、子ども未来部次世代育成課から説明

---

**■1-2-4 生活館管理委託料についての質疑**

---

(C委員)

まず2, 3か所教えていただきたいのですが。指定管理者で自主事業をやっているのですが、後から配られた資料の収支決算推移の方で、自主事業は無料でやっているのでしょうか。有料でやって、その分で充実を図るといような、そういう方向性は今のところ考えていないのでしょうか。

(説明者)

考えていません。

(C委員)

耐震工事の予定がないということですが、46年経っており、かなり老朽化しているんですが、改修計画など全く考えていないのでしょうか。

(説明者)

考えていません。

(C委員)

自主事業を無料でやっているということになりますと、指定管理者で委託するメリットというのは何かありますか。直営と変わらないということになれば、メリットはない。



自主事業で一切収入が出ないという話になりますので、全経費的に、自主事業も盛り込んでいるという形になりますよね。全く意味がないですよ。これは自主事業で、何か生活館でやって、受益なり、そこで多少なりとも収入が出れば、その部分がサービスに転嫁できる部分での指定管理者のメリットがあるんでしょうけれども、自主事業を全部無料でやっている。市の事業として無料でやっているのと全く同じですよ。全く収入のない事業ですから。ですから経費としては、全部指定管理者に任せて、自主事業分の経費を見ているということになってしまいますよね。それと同じですよ。その意味では、指定管理者でお願いしている部分と、実際に市で直営としてやっている部分と、逆に指定管理者にする意味があるのかと。5年というのは、このまま契約していますから、金額は変わらないですよ。事業計画の中で、事業では一切収入が上がっていないという計画ということですか。

(説明者)

自主事業に関して言いますと、委託の方で今やっているものについては、やってくださいということをお願いしています。一方、指定管理者として、提案事業ということで、新たな事業展開をやっていただきたいということでは言っています。

(C委員)

これは自主事業ではなく、これはあくまで生活館の委託事業、市の委託事業であって、自主事業ではないんですよ。

(説明者)

はい。委託の中に入っている事業です。

(C委員)

指定管理者への委託の中の事業ということですね。自主的な指定管理者としての自主事業ではないということですか。

(説明者)

そうです

(C委員)

逆にいえば、全然自主事業がない指定管理者ということですか。

(説明者)

平成24年度からの指定管理者にあたっては、提案事業ということで、自主事業の計画もあると聞いております。

(C委員)

それであれば、契約する段階で、そういう部分を事業計画の中に自主事業をどれくらいやって、計画できて、そこで初めて契約するんですよね。指定管理者としていいかどうかを判定するわけで、そこで契約って、ある程度事業計画を作って、それでいいですよということで契約している訳ですから、逆にいえば、その自主事業が入っていない状態での契約ということになるのですか。

(説明者)

新たな提案ということでは、何点か指定管理者から聞いています。それを含めてということでの計画で、指定管理を委託しています。

(C委員)

24年度の予算の中で、この中で自主事業部分は、ある程度、この金額になると、ある程度予算的には、収入を盛り込んでいるということになりますから、どの程度、自主事業で見込みを立てているんですか。収入の中で、指定管理者の委託契約料のほかに、ある程度収入を見ていらっしゃるかということですが。

(説明者)

収入の見込みは立ててきてはいないです。

(A委員)

根崎生活館のことについていくつかお聞きします。他の施設、例えば、公民館とか地域会館とかいろいろありますが、これらと名称も違えば施設も違うという理由はあるのでしょうか。役割としては、ほぼ同じように感じるのですが。

(説明者)

根崎生活館は、福祉部での所管です。その中でも児童の健全育成ということで、児童館の役割をもたせるということで、機能を持たせるという意味で、福祉部の中でも児童館の所管するところにもたせています。今回の4月の機構改革に伴って、根崎生活館は、昔でいう生活改善ということよりも、今は児童館の機能の方がウエイト的には大きくなっているということで、そういう意味で児童館の所管が子ども未来部になっているということです。

(A委員)

利用状況についてお聞きします。一般利用については、ほぼ一定の推移で安定して利用されていますが、貸館は昨年極端に減っているようです。何か特別な理由があるので

しょうか。数字だけ見ると、民間の葬祭が可能な施設が出来て、そちらを利用するようになった、というような理由しか思いつかないのですが。

(説明者)

実は、昨年まで利用しておりました踊りの会という会がありました。その会が23年度から利用が無くなったということです。

(A委員)

わかりました。一般に貸した時は使用料が発生しますが、この使用料はどこの収入になるのでしょうか。

(説明者)

利用料金制ではないので、市の歳入になります。

(A委員)

この料金設定というのが、似たような地域会館と比べて安い設定になっていると感じますが、この金額の見直しというか、もう少し他の施設に近づけてもいいのではと思うのですが、どうでしょうか。

(説明者)

そうですね。ここは児童館の貸館と同じ使用料になっています。

(A委員)

あくまで児童館としての料金設定ということですね。今の話で、この地域にとって、児童館的役割を中心に担う施設であると理解をしたのですが、そうだとすると、児童館としてきちんとしたものを作ろうという話がどこかで出てこなければならぬでしょうし、指定管理者制度で、民間に委託しているわけですから、例えば、生涯学習部で管轄している子ども放課後プランなどの学童保育政策との連携も、本来は考えていかなければならないのではないかと、説明を聞いていて思ったのですが、これについてはどう考えていますか。

(説明者)

確かに建物の老朽化については、46年間が経過しており、ほかの児童館も建ててから60年とか70年とか経っているものもあり、半分以上が40年以上のものになっています。児童館の整備計画については、小学校の再編の問題も出てきているので、そのまま維持していくのか、児童館もやはり再編していかなければならないのかということはこれからの課題となっています。今後、そういうところを議論していく必要があると思っています。

ます。

(A委員)

昨年の事業仕分けの際にも議論になりましたが、担当している部署の縦割りというものが弊害になっている部分があるように感じます。地域の子どもたちの健全育成、地域住民の保健衛生としての活用だという考え方なのでしょうが、放課後プランの導入では、厚生労働省と文科省との垣根があってなかなか前に進まない、ということがありました。地域で使用される会館という意味で、公民館や地域会館が連携して、より地域の方たちに使っていただける施設とするための努力や計画を、指定管理に丸投げすると、利用者が激減しない限り同じ事の繰り返しになり、見直すことも難しくなります。この施設、アンケートでは満足しているという回答が多いので、地域の方に愛されているのは分かりますが、より魅力ある、楽しめる施設として、なければ困ると住民の人が思えるような施設にしていく努力をしてください。

(F委員)

踊りの会について、会自体が活動していないそうですが、どこかに移ったのでしょうか。

(説明者)

確認していません。

(F委員)

児童館としての性格が強いということでしたが、児童館にした場合は、費用がどうかとか、試算したことはありますか。児童館の場合は直営になりますか。

(説明者)

はい。

(F委員)

その場合、そこに常駐の職員がいるのかとか、その費用だとか、大体でいいので教えてください

(説明者)

市の直営で行っている児童館は、館長1名と児童厚生員2名で、3名の嘱託職員が児童館の運営にあたっています。児童厚生員としての資格が必要になりますので、保育士や教師の免許がある方、社会福祉士の免許がある方とか、資格が必要になってきます。どのくらいの経費がかかるかと言いますと、人件費や事業費など全てをいれますと、だ

いたい1館当たり年間1,000万円程度の経費がかかるとみています。

(F委員)

児童館としての機能であるとか、貸館としての機能だとかに関連してですが、ここの施設を廃止した場合の影響として、生涯学習的施設として充実が求められているという機能も出ておりまして、焦点化されていないという印象をもちます。児童館としてのニーズが一番この施設で大事というのであれば、そちらの方向性をはっきりと打ち出すということが必要かと思いました。これは意見です。次は質問になりますけど、閉鎖した場合のデメリットの中で、生涯学習的施設として充実が求められているとありますが、この根拠はありますか。生涯学習の活動が、たくさんされているという感じが見受けられませんでした。また、デメリットの中に、文化の向上のための生涯学習的施設として益々その充実が求められているというのがあるんですね、その理由が示されていない気がしました。もし分かれば教えていただきたい。

(説明者)

根崎地区というのは、生涯学習的施設がありませんので、当初、生活改善として行われてきた洋裁等の講座というのは、今では生涯学習的な面をもっています。

(F委員)

利用状況には洋裁教室とありますね。

(説明者)

はい。そうです。そのほか料理教室なども行われておりますので、生涯学習的な面も持ち合わせているということで、今後ますます住民のニーズを踏まえて、そういう面で充実させていきたいと考えています。

(F委員)

調書の2ページ目に、今後の事業展開について、備え付け図書の充実を図るというのがありますけれども、現在、図書はあるんですね。

(説明者)

あります。

(F委員)

何冊くらいあるんですか。

(説明者)

冊数は分かりません

(F 委員)

それは中央図書館と連携している訳ではないのですか。

(説明者)

連携はありません。

(F 委員)

図書は、子どもにとっても、大人にとっても大切だと思います。先ほどの児童館的な施設、あるいは生涯学習的な施設、一つの施設を色々使うというのは分かる気はしますが、ここの目的が図書館であれば、その図書を、読書の機会をどうしたら提供できるかという問題を、別に建てて、しっかり対応する必要がある。目的、そのための手段として施設をどう使っていくか、そういうところがあいまいだと思います。

(D 委員)

別紙1に根崎生活館に係る事業仕分け事前確認事項に書かれていますが、銭亀沢村からの時代から合併して、今に至っているわけですね。46年経過し、老朽化が進んでいる、と。それから、地域の生活環境が改善されたことから、その使命を終えていると考えられる、と明確に書かれています。でも、建物があるから使っているという感じがします。ある新聞の記事で、20以上の自治体で、少なくとも3割、多ければ2倍以上予算が不足する。不足するだろうという結果になっている。今ある公共施設や橋はそのままにしてほしいが、その結果、子どもや孫の世代に、負担を先送りすることに目を向けるべきだ。思い切って、意識を改め、不要な施設は廃止すべきだ。という記事がありました。こんな感じで、もう必要ないのではないかという感じがしたんです。しかし、利用する児童がたくさんいるわけですから、場合によっては、児童館に建て替えるということも選択の一つかと思います。他の利用をしている団体、個人、一般の方は振り替えできる感じの利用状況かと思っております。

(E 委員)

貸館業務ですけど、ここは調理室や託児室など、結構整備されているようですが、婦人団体関係の利用が23年度で3件です。児童館として考えているのであれば、その程度かなと思いますが、これを充実していくと、生活館としての本来の事業展開が出来るのではないかと、利用件数も上がるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。調理室の整備はされているのでしょうか。

(説明者)

調理室はありますが、老朽化しています。調理実習ではあまり利用がないというのが実情です。年に1～2回、親子の料理教室とお母さん方を対象にした料理教室で利用されていますが、だんだん使われなくなってきている状況でありますので、調理実習室の有効活用については、これから少し、市の予算の方とも相談して考えていきたいと思っております。

(E委員)

貸館で、町会等と農業協同組合が借りている場合は、使用料をとっているのでしょうか。

(説明者)

地域の方や団体は無料です

(E委員)

一般の方の利用の時だけ、使用料を取るとのことですね。そういう利用は結構ありますか。

(説明者)

無料の使用がほとんどを占めております。

(A委員)

生涯学習的施設としての役割ということですが、実際に、例えば、函館で生涯学習施設と呼ばれるものは、センター条例などで規定されているもので、今私が知っているのは、まちづくりセンターと、戸井と南茅部に生涯学習センターがあるだけで、他には存じ上げないのですが、函館にそれに該当するような施設というのはあるのでしょうか。

(説明者)

公民館もそうです。名前が生涯学習とはなっていませんが、そのような施設はたくさんあります。

(A委員)

公民館の役割は確かに生涯学習施設と言えますね。もちろん、合併など過去の経緯はあるとは思いますが。しかし、函館市として、函館市民に対するサービスというものをどう作っていかうかと考えたときに、児童館として本当に運営するならば、根崎児童館にしたらいけないかという話になるし、他にもいろいろ検討されるべきものです。この生活館だけは別運営というような形は、同じ函館市民として、なぜこの地区、この会館だけが別扱いなのかという疑問は残ります。先ほど言いましたとおり、地域の方へのサ

ービスの一方で、函館市民に対するサービスとして、他の施設との兼ね合いというものも、やはり考えていかないならないと思います。廃止した時のメリット・デメリットというのも、この資料を見てもしっくりこない。公民館にしても全ての地域にあるわけではないので、当然市内でも生涯学習施設がその地域にあるとはいえない場所もあるわけですね。そこの違い、サービスの度合いが違うことが、ここだけ特別扱いしているというように見えては困るのです。見えては困るから、生活館が別のカテゴリーの施設にしているのでは、逆に不利なのではないかと、説明を聞いて思いました。その辺も検討をしてもらえればと思います。

(C委員)

施設で、児童館として活動できているのは、集会室だけですか。

(説明者)

集会室と研修室は、アコーディオンカーテンで仕切られている状況で、いつも通して使っています。

(C委員)

そうしますと、児童館施設としては、何か教室が入っていると使えないということになりますか。

(説明者)

洋裁の教室があるということで、それほかは昼間に入っていないので、児童館としては支障がないと聞いております。

(C委員)

例えば、昼間の教室があれば、児童館として使えないということになりますか

(説明者)

ただ、教室は早い時間で終わりますので、子どもたちが放課後に来る時間帯には影響がありません。

(C委員)

実際には、子どもたちの遊具施設はどのようなものを置いていますか。

(説明者)

卓球台やボードゲームなどがあります。パソコンもあるのでそれで調べものをしたりしています。

(C委員)



児童館は6時までですか。

(説明者)

他の児童館は4月から9月までは午後6時まで、10月から3月まで午後5時まで。学校の下校時間が決まっているので、利用の時間帯は同じと考えております。

(C委員)

教育委員会の学校開放だとか、そちらの方の把握は行っているのでしょうか。

(説明者)

していません。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

「廃止を検討」が2票、「民営化を検討」が1票、「制度の場本的な見直し」が2票であったため、判定結果は『見直しが必要（廃止・民営化を含む）』となりました。

**【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】**

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

---

#### ■1-2-5 グリーンプラザ管理委託料についての説明

---

- ・資料に基づき、経済部中心市街地等再生担当から説明

---

#### ■1-2-5 グリーンプラザ管理委託料についての質疑

---

(E委員)

ラーメンサミットが何回か行われているのですが、継続していかなかった理由は何かあるのでしょうか。

(説明者)

ラーメンサミットは、まず函館から、塩ラーメンを全国区にしようということから始まりました。1回目は、地元の協力もいただきながら、市や北海道の協力もいただきながら実施しましたが、ほとんどが協賛金という形で実施してきましたので、やはり1回、2回、3回とやっていく中で、本当はもっと継続してやりたかったんですけど、財源的に厳しくなったということで、一度やめて、またその後で考えるということで、残念ながら3回で終わりました。その後、ラーメンサミットという形ではありませんが、150周年のイベントということで、150周年の前の年にイベントも実施しておりまして、函館の塩ラーメンが全国区になってきているものと考えています。

(E委員)

その時は、結構、グリーンプラザには人が出ていたような気がしますが、最近では、松風町あたりを歩いていても、若い方があまり出てこない状況で、商店街もちよっとさびしい状態かなと感じます。若い方に、ここのお店を使って頂いて、若者が集えるまちという方向性はいいのかなと思いますが、どうでしょうか。

(説明者)

そのとおりです。特に、港まつりになりますと、結構、若者も函館にもいるんですね。どんどん出てきてくれるんです。日常は、なかなかこちらには若者が少ないという状況になっています。我々も中心市街地再生担当として、この大門地区の再生ということで、今いろいろと事業を考えております。その中でグリーンプラザ周辺は、古着屋とかたくさんありまして、知っている方はけっこうこちらに買い物に来ているみたいですけど。そういう形で、若者が来る、若者にも魅力あるまちを作っていきたい、というような形で考えています。

(D委員)

ラーメンサミットには、確か500万円の市の補助が出ていましたよね。

(説明者)

市は負担金で200万円でした。

(D委員)

箱物ではないのでわかりませんが、あそこは、催事をするのが、活動だと思うのです。フリーマーケットは、場所だけ使うということですが、港まつりなんかは、集まってくる場所としていいと思います。あそこの施設として、結構うまく活用されているところはありますが、ラーメンサミットのような催事をバックアップする市の補助の計

画というのはありますか。

(説明者)

イベントに対する市の補助というのはありませんが、イベントを開催する都度、そのイベントに対する補助について、検討する形になっています。例えば、今年これからののですが、市政執行90周年ということで、市役所のグリーンベルトからグリーンプラザの間で、グルメサーカスということで、市内の飲食店や道南地区の物販、姉妹都市とか開港都市とか、東北地方の物販を集めまして、9月の連休の2日間にわたってグルメサーカスというのを開催します。それにつきましては、市と実行委員会を作りまして、都心商店街ですとか朝市とか入りまして、その実行委員会に負担金を支出しています。

(D委員)

24年度の予算は830万円。前年度、前々年度と横ばいですが、若干ですけど、増やしている。増やしている金額の使い道はなんですか。

(説明者)

増えている部分は…、若干の増加だと思います。委託料が10万円ほど…。すいません。

(資料を確認)

(説明者)

委託料が18万円ほど増えています。

(D委員)

追加資料の中で、「無料で飲料を供給する機能を備えた飲料自動販売機を設置しております。」というのがありますが、これはどういうものですか。

(説明者)

これは自動販売機です。場所で言いますと、公衆トイレのあるCブロックに、公衆トイレの横についているもので、災害対策の自動販売機になります。普通はお金を入れて飲み物を買えますが、災害時になりますと、お金を入れなくても、避難してきて集まってきた方たちが飲めるという形で利用できる自動販売機です。日常は、情報がテロップが流れておりまして、市政のニュースですとかが流れています。

(D委員)

災害時でなければ飲めないということですか。

(説明者)

通常であれば、お金を入れて利用できる自動販売機です。

(D委員)

災害時には、ただで飲めるということですか。

(説明者)

災害時に、集まってきた方々に飲んでいただくというものです。

(D委員)

わかりました。

(F委員)

事業の効果に係ることなのでしょうけど、イベントの利用件数が増えているということと資料があります。この資料で、参加人数がありますが、これは申し込みの際の計画の数字なのでしょう。実績ではないですね。例えば、フリーマーケットなのですが、回によって400という数字があったり、同じフリーマーケットでも30という数字があったりします。どういう数字を書いているのかということですけど。

(説明者)

これは申請をいただいた時の計画時の数字で、実際に現場でカウントした数字ではありません。フリーマーケットについては、それぞれで規模が違います。実際には2つのグループがフリーマーケットを開催していますが、少しお客さんを含めている部分と、ちょっと控え目に申請されている数字かと思います。実際に現場で拝見した感想になりますが、そんなに大きな差はありません。申請者の計画時の数字を記載させていただいており、実際には、30ということではなく、もうちょっと大きい数字になると思います。

(F委員)

30人と言うと、出店者の人数かなと思ってしまう。実績を、来場者の数を数えるというのはいろいろな難しさがあるのでしょうか、揃えなければ、あまり数字の意味がないと思います。次に、これも効果に関わるのでしょうか、事故の未然防止というのがあります。これは指定管理者制度の後のことですが、直営の時に事故はあったのでしょうか。

(説明者)

ありません。

(F委員)

指定管理者制度を評価するとき、費用対効果ということになると思いますが、効果について、いろいろイベント件数、利用状況などがあります。ただ、費用についてですが、

追加でいただいた資料には、平成17年度は市の直営なので、人件費等の関係で単純に比較できない。プラス、専門業者へ委託される部分については縮減が図られている、というふうにあります。専門ではないのでわかりませんが、指定管理者制度を評価するためには、単純に比較できないにしろ、比較しないと評価できませんよね。費用が増えた、減ったというのは。ここは単純に比較できないのですが、こういう形で評価できます、あるいはしております、というのが提示されないと、議論しづらいんですよね。場合によっては、費用があまり減っていない、それでも効果があるということであれば、それはそれとして全体としての評価もできるのでしょうか。単純に比較できないが、委託業務の費用が縮減されているという形で提示されるのは、議論しづらいところがあるなということです。もし、大雑把にこういう比較でこうなりますという数字があれば、教えていただきたいのですが。

(説明者)

直営の時は、日曜日や土曜日にイベントがあった場合、職員が前の日から備品などを用意して、当日の朝、その実施する方が来たときに、その方に備品などをもって行って設置して、終了するときに、また撤収して、物品庫に入れるというような作業を行っていました。そういう人件費は表記していないが、当然、時間外、あるいは振替休暇をとっておりまして、その部分が無くなることによって、委託することで、人件費の削減、そういう部分で業務の効率化が図られるというようなことになろうかと思えます。

(F委員)

時間外で出ていた職員の部分、そういう部分があるので、単純には比較できないということだと思います。ただ、事業仕分けの趣旨にも含まれるのでしょうか、市民目線で分かりやすい形で行政の現状を提示していく必要があるわけですから、そこを工夫して提示する努力を求められていると思います。もう1点、これは観光施設としての、あるいは観光事業としての側面は当然意識されていて、具体的な動きとしてプラザの再生というものも予定されているみたいですが、現状として観光施設としてどういう評価、機能を果たしているのか、数字的に出てこないんでしょうけど、観光客にとってグリーンプラザが、函館に来て、ちょっとこういうところがあったな、というふうに感じてもらって帰っているのか。その辺いかがでしょうか。

(説明者)

現状を見ておりますと、観光客の方が、この駅前に立ち寄ってグリーンプラザに来る

かという、なかなかそういう状況ではないのかなと。どちらかという、市民の方が、この周辺を買い歩きして、そこでちょっと休もうかなとか、ちょっとそこで何か売っているから、そこで何か見に行こうかなあというような形になるかなと思っています。我々も今中心市街地活性化基本計画を策定するわけですが、その中には、市民の方のにぎわいという部分も大きなウエイトを占めるのですけれども、さらに函館は観光がメインですので、観光客にも来ていただけるようなグリーンプラザを、ということで、今これから整備をするのに検討しているところです。

(A委員)

施設という位置づけがどうかと思うところもありますが、基本的に施設管理をお願いしている委託業務の内容をみると、使用許可や維持管理ということで、これは例えば、都市公園の管理委託とほぼ一緒ですから、それと同じところをお願いするというのを検討されたことはあるのでしょうか。

(説明者)

委託業務の内容は、グリーンプラザの使用許可や維持管理に関わる部分が大きいですが、その中でもグリーンプラザが大門の中心にあり、にぎわいを出すということで考えておりました。そういうこともあり、都市公園と同じところでも結構なんですけれども、はこだてティーエムオーというところが、(施設の)管理もしますが、にぎわいを創出する事業を企画するなり、都心商店街と連携するなどしてやっていくということで、手をあげまして、(指定管理者候補者)選定委員会の中でティーエムオーが決まったということです。

(A委員)

そうだとすると、指定管理者に対する評価というところの判定が甘いのではないかと思います。利用料金制の施設ではないので、使えば使っただけ、費用が増えていく、というものですよね。それによって、にぎわいが起こればいいのですけれども、指定管理者に移行してから、増えた件数について、残念ながら数字だけを見ると努力しているとは思えない数字です。倍になりました、という話なら別ですけど、そうではない。そこに対して、函館市としての働きかけ、要請の仕方が弱いのではないかと思えるのですが、現状はどうなのでしょう。

(説明者)

ご指摘のとおり、利用実績を見ますと、横ばいというか、若干減っている部分もあり

ますので、効果がないと言われれば、そうかもしれません。我々も、周知の仕方としてホームページとかにも載せているのですが、ティーエムオーとしても、地元商店街の方々にも、そういうにぎわい創出事業をやってくれというような働きかけとか、その商店街を通じて、他の関連するの方々にも声かけしているんですけども、なかなか利用実績が増えないという状況です。

(A委員)

そもそもグリーンプラザを、こういった形の広場として活用していこうという計画そのものに、無理があるのではないかと思います。中心市街地活性化基本計画に対して、パブリックコメントが公表されましたが、グリーンプラザに言及しているコメントは2つくらいしかありません。電車通り沿いのアクセスの良いところということで計画されていますけど、この場所は、地の利という意味では、効果が薄い場所だと思っています。函館駅からグリーンプラザまでのアクセスというところでも、アンケートでは、大門・駅前地区に対して、3分の1の方が全く行かない、行っても年1回と回答されており、2割以上の方が、商業施設の充実を期待しているという結果が出ています。ここをイベントスペースとしても、結果として、魅力的な商業施設が運営されなければ、そこにくる理由が無くなる、ということです。更に言うと、現在人気のあるお店もいくつか出店されていますが、来られる方が一番思うことは、駐車場が少ないと。当然、観光客もどうやって行けばよいのだろうとなりますから、あのスペース、中央郵便局からあの長い場所を、半分駐車場にしたらいいのではないかと思います。そういう現状に対して、函館市の将来ビジョンの中で、グリーンプラザの活用方法については、基本計画をしっかりと読み込んで、全くイメージわからない。今日ご説明された中でも、一層のにぎわい創出を図る、地区全体の活性化につなげていくと言いますが、具体的に何を考えているのか、ということがイメージできません。本当にあのスペースが必要なのか、同じイベント、例えばフリマにしても、シーポートプラザ利用でいいのではないかと、市民から思うのです。何でそこまでグリーンプラザにこだわるのか、正直なところ理解できない。ビジョンとか、市として考えているところを、中心市街地活性化基本計画に基づいてという観点で、お聞かせいただければと思います。

(説明者)

我々といたしましては、3年後に北海道新幹線、新函館駅が開業して、その観光客が直接ないし間接的に、函館の駅に来たときに、駅に降りた観光客が何をするかと考えた

ときに、たぶんそのままホテルに行ったりすると思っております。そうではなくて、駅前降りたら、歩いて楽しめるようなものを作らなければならないというふうに思っています。そうした中で、中心市街地活性化基本計画の内容に入りますが、WAKOビルを再開発して、中に子どもの施設とか、親子で楽しめるおもしろ館といいますか、そういう体験ができるような施設を作り、子どもと親が来たりして、それと一緒にグリーンプラザはどちらかと言うと、今の状況だとさびしい状況ですが、例えば、整備して、必ず観光客が、まだイメージで申し訳ありませんが、観光客が必ず立ち寄る場所にして、そうすると、人が駅前通りを歩くことになりますので、ポーニに寄ったり、商店に寄ったりしてという波及効果が出ると思っております。そういう場合も、当然、商店街の魅力も作らなければならないと思っておりますが、商店街の人とも協力しながら、そういう形で駅前を再生していきたいと思っております。グリーンプラザは、観光客に来てもらえる施設に整備したいと考えています。

(A委員)

最終的にそういう活動をされていけば、いい形になるのですが、そのビジョンがはっきりしていないように現時点では市民の目に映っています。だから問題は、絵にかいたモチにならないか、というところなのです。このせつかくの良い場所をただ広場にして、あまり使っていない。日曜日でも、全く人がいない時がある。もったいないなという印象がものすごく強いのです。ここに建物を建てたりしないというのであれば、せめて、現状のコストをもう少し下げる、削減効果をきちっと見せるとか、管理委託をするのであれば、それに見合った効果がきちんとあるような結果を出す努力をしてもらう働きかけを強くするべきだと思います。将来に対する期待感をもってもらうためにも、今ここで「グリーンプラザってムダなんじゃないの」といったイメージをもたれることは非常にマイナスです。そうならないように努力をしていただきたいと思います。

(C委員)

収支の関係で、ちょっとお話させていただきたい。まずこの指定管理者という形態をとった効果といたしまして、縮減が図られるという話ですけれども、それは時間的な問題だけであって、ここでは人件費を盛り込んでの数字になっています。市の職員の給料部分が、この契約の中に盛り込んでしまっていますから、経済的効果では、あまり効果はないのではないかと私は正直思っています。これは実際に、この委託料の中で、ほとんどの業務が、こちらのティーエムオーの方から、いろんな業種団体の方に委託を全部



丸投げしています。水道・光熱費、それから消耗品については、ただ買ったり支払ったりするだけのものです。修繕費についても、その時だけの話で、50万円という金額がありますが、連絡すれば、業者が来て直すだけの話になるものですから、実質ここの中で、縮減が図られた部分が何かあったのかと言えば、はっきりいって指定管理の部分は、自主事業ぐらい。指定管理者にしても、指定管理者にしなくてもメリットはないと思うのです。直営にした方が、かえてこの人件費部分が、この人工分がどの程度になるかありますけれども、皆さんの給料の中の、いわゆる事務量の中で、時間がとられるだけか、とられないかという違いじゃないかと個人的には思うのです。高いか安いかというのは、あくまで事務量換算というものを換算しているわけですから、実際に100万円が休日給でどれくらい出るかということにもなりますし、実際の金額的に、きちんと縮減があるというのであれば、もちろん私はないんですけど、今この現状を見せていただいた中では、何ら経済的なメリットというのではないのではないかと個人的には思っています。それとこれが、5年間続くということになると、この5年分の人件費相当部分が、要は、逆にいえば、私は流出だとみてもいいのではないかと。グリーンプラザを自主事業で活用して、この営業で自主財源をつくったり、そういう部分での、事業を作った中で、ここをもう少し縮減していく目的ができるようなものであれば、それはあくまでも民間の知識を使ってという部分で、この指定管理者っていうのは制度として生きてくる。現状では、何ら指定管理者にする意味がないのではないかと私の個人的な思いです。それによって民間の知識を使って、活用して図っていくということでは、いわゆる広報という部分では、これ民間の知識というのが必要になるのですが、実際に今やられているのは、ホームページと市政だよりで出しているだけであれば、民間に委託して、そのノウハウを活用しているとふうには全然なっていない。その事業を、主催者団体でやっているのであれば、ある程度の責任がきちんと主催者側に責任を負わせるのであれば、わざわざその経費の部分も含めて、きちんと管理できるんじゃないかと思うわけです。それと用具の部分で言いますと、今でも用具など何か必要であれば、例えば、松風町会やいろいろ町内会から椅子やテントなど借りるケースがあると思います。そういう意味では、市の施設を全部使うのではなく、近隣の町内会とかいろいろ備品持っていますので、そういうものを活用する。ビアガーデンであれば、ビール会社が無料で提供してくれる備品もあると思いますから、そういうことから言えば、もう少しコストを下げているのではないかと私は個人的に思いました。それともう1点、例えば、札幌市、旭川

市の中で、歩行者天国だとか大通の活用というのがありますが、札幌の場合、あれだけの大きい大通があるので、観光客が集まりますが、あれだけの広さと大きさがあるので、いろんな行事をしても、休む場所があります。そういう余裕がある公園、公園というか大通なので非常に活用があるわけです。それから木だとか、緑地化がすごく上手にやっていますので、休むところも非常にうまく出来ている。今この大門グリーンプラザを、もしそういうイメージでやるのであれば、あそこは場所的には狭いなかで、施設も、例えば、共催、主催事業をボンとやってしまうと、もう休む場所がないですよ。ただ通り過ぎるだけの施設になっちゃうし。逆にそれを公園化した施設にしようとするれば、狭いところを緑地化して、その維持管理にコストかかるという部分では、非常に中途半端といういい方はおかしいですけれども、サイズの的にも位置的にもなかなか活用しづらい施設かなと。あれだけせっかく広い区画がある中で、区画の中で本当は建物を建てなければならないのに、駐車場がたくさんできているみたいだから。逆にグリーンプラザを駐車場にして、そういう区画をきちんと建物を建てたり、商業施設なりができるように持って行った方がというのが、周りの人の思いなのかなと。駐車場は目立ちますので、区画が多すぎますので。その活用という部分では、持っているものを活用するためには、なかなかそのサイズの部分から難しいかなという個人的な思いはあります。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

「廃止を検討」が2票、「民営化を検討」が1票、「制度の場本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」が1票であったため、判定結果は『見直しが必要（廃止・民営化を含む）』となりました。

**【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】**

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

